



# 交母だより



佐井村  
交通安全母の会

## 安全確認!! 「右みて、左みて、車がきていないか確認してから渡ろう！」

4月9日(火) 春の全国交通安全運動に伴い、村長をはじめ交通安全対策協議会・大間警察署・佐井小学校交通少年団・PTA・母の会・役場と街頭指導を行いました。

今年春に入学したピカピカの1年生も、黄色い帽子に大きなランドセルを背負って、元気に登校していました。...がんばれ! 新1年生!



みなさんに  
お願い...

通いなれた通学路でも、危険は潜んでいます。  
子どもを交通事故から守るためにも地域のみなさんの声掛けなど、事故防止にご協力をお願いします。

みんなで続けていこう! 交通死亡事故ゼロ 次の目標は500日 記録 **176日** (5/1現在)

**5月の早め点灯時刻は 午後5時30分です**

## こちら佐井駐在所

☎382218

### ルールを守って自転車事故を防止しよう!

道路交通法では自転車は「軽車両」であり、「くるま」の仲間です。したがって、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

自分でけがをする場合だけでなく、交通事故を起こして歩行者や、ほかの自転車に乗っている人にけがをさせた場合は刑罰や損害賠償などの責任を負うことになります。

自転車の基本ルールである「自転車安全利用五則」を紹介します。

#### ●自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外  
自転車は歩道と車道の区別があるところでは車道を通行しなければなりません。  
ただし、
  - 道路標識で規制された場合
  - 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体に障がいのある方
  - 道路の左側に連続して駐車車両があるなど、車道、または交通の状況から見てやむを得ない場合
- 2 車道は左側を通行  
後方から走ってくる車に注意し、道路の左端を走りましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行  
歩道ではすぐに停車できる速度で車道寄りを走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- 4 交通ルールを守る
  - 飲酒運転、2人乗りの禁止(16歳以上の運転者が6歳未満の幼児を乗せる場合などを除き、原則禁止です)
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用  
児童、幼児はヘルメットを着用しましょう。



#### ●駐在メモ

自転車は手軽で便利な乗り物なので軽く見られがちですが、ルールを守らないと大変な事故に遭うことがあります。車・自転車・歩行者がそれぞれルールを守って事故のないようにしましょう。

### 駐在日誌 ~管内事件・事故発生状況~

3月 【事 件】なし 【事 故】なし

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。